

平成21年度

夏の

交通事故防止運動

～ やさしさと笑顔で走る 兵庫の道 ～



運動重点

- ④ 正しい着用の徹底
- ③ チャイルドシートと全ての座席のシートベルトと
- ② 飲酒運転等悪質・無謀運転の根絶
- ① 自転車交通安全
- ① 高齢者と子どもの交通安全

孫に手を握られ思う



▶ (財)兵庫県交通安全協会主催 平成20年度交通安全ポスターコンクール優秀作品
香美町立香住第一中学校 中村 有沙さんの作品

運動期間

7月15日(水)～7月24日(金)

兵庫県・兵庫県警察・市・町

21企P2-022A4

新しい交通ルールがはじまっています

75歳以上の運転者の方へ

免許証の更新時に「講習予備検査」が必要になりました。

平成21年
6月1日
から



3つの検査で
記憶力や
判断力を
測定します



検査結果は、
ずっと安全運
転するための
講習に
活かされます

- 検査は、記憶力や判断力を測定する検査で、時間の見当識、手がかり再生、時計描画という3つの検査項目について、検査用紙に記入して行います。
- 講習予備検査の結果に基づいて高齢者講習を行い、高齢者の皆さんの安全運転を支援します。
(※検査は、あくまでも記憶力・判断力の状態を判断するための目安であり、更新を中止するものではありません。)
- 検査を受けなければならない人には、運転免許証の更新期間が満了する日の6か月前までに講習予備検査と高齢者講習の通知が公安委員会から届きます。

悪質・危険運転者対策

「飲酒運転等」に対する行政処分が強化されました。

平成21年
6月1日
から



お酒を飲んで
運転さえしなければ...



何も失うことはなかったのに...

【酒酔い運転】

25点 → **35点**
免許取消し
(欠格期間3年)

【酒気帯び運転】

呼吸中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上
13点 → **25点**
免許取消し
(欠格期間2年)

【酒気帯び運転】

呼吸中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満
6点 → **13点**
免許停止
(90日)

(注)行政処分の前歴及びその他の累積点数がない場合

酒酔い運転やひき逃げ、危険運転致死傷罪等の悪質運転により免許を取り消された場合の免許を受けることのできない期間(欠格期間)の最長が

5年 → **10年**に引き上げられました。

兵庫県道路交通法施行細則の一部改正

幼児2人を乗せても安全に走行できる特別な構造等を有する自転車(幼児二人同乗用自転車)に限り幼児2人を乗せることができるようになりました。

平成21年
7月1日
から



●兵庫県警察ホームページ (<http://www.police.pref.hyogo.jp/>) から「県警トピックス」を御覧下さい。